様式１（第２条別表関係）

**申請前確認書**

公益財団法人東京都中小企業振興公社

理事長　 殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 |  | |
| 代表者 |  | 実印 |

当社（私）は、令和６年度５Ｇによる製造工場のＤＸ・ＧＸ推進事業の申請にあたり、基準日（令和６年７月１日）に下記のすべてを満たしていることを確認します。該当しないことが判明した場合は、助成金交付決定の取り消し、返還の対象となること及びその他貴公社が行う一切の措置について異議を申し立てません。

記

１　次のいずれかに該当する法人、個人事業者、又は中小企業グループである

（１）　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業のうち、主たる業種として製造業を営む会社及び個人。但しゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）に属する事業を主として営むものについては資本金の額又は出資総額が３億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人。

（２）　東京都内で実質的に製造業を営む中小企業者で構成され、次の要件を全て満たすグループ。

①　グループを代表して助成金申請書を提出し、助成金を受領する代表企業を設定している。

②　代表企業は、共同実施する助成対象事業の中核として運営・管理する責任を負う。

③　グループ構成企業等の役職員が代表企業の役職員を兼務していない。

④　当該構成企業内において資本の出資関係がない。

⑤　代表企業は、交付決定後、当該構成企業と共同事業の実施に係る契約を締結する。

２　次のすべてを満たしている

（１）　大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の２分の１以上を所有又は出資していない

（２）　大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の３分の２以上を所有又は出資していない

（３）　役員総数の２分の１以上を大企業の役員又は従業員が兼務していない

（４）　大企業が実質的な経営に参画していない

３　基準日（令和６年７月１日）に、会社の場合は、東京都内に登記簿上の本店または支店がある。ただし、都外に設置の場合は、都内に本店がある。個人の場合は、基準日現在で東京都内の開業届がある

４　基準日（令和６年７月１日）に、東京都内の事業所で継続的に２年以上事業を行っている

５　会社の場合は、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び都税事務所発行の２期分の納税証明書、個人の場合は、都内税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し及び都税事務所発行の２期分の納税証明書が提出できる

６　助成事業の成果を活用し、東京都内で引き続き事業を営む予定がある

７　本助成事業への申請は、一企業、一個人又は一グループにつき一申請に限る。また、申請交付者のうち、一方の企業等の役職員がもう一方の企業等の役職員を兼務、あるいは出資関係にない

８　事業税等を滞納（分納）していない。また、東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いに滞りがない

９　同一テーマ、同一内容、同一設備等で公社が実施する他の助成事業に併願申請していない

10　同一テーマ、同一内容、同一設備等で公社･国・都道府県・区市町村等から助成を受けていない、また、採択された後においても受けないこと

11　申請日までの過去５年間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して不正等の事故を起こしていない

12　過去に公社から助成金の交付を受けている者は、申請日までの過去５年間に「企業化状況報告書」や「実施結果状況報告書」等を所定の期日までに提出している

13　民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在しない

14　会社法第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされていない

15　助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守している

16　「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第２条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営んでいない

17　連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、霊感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断される業態を営んでいない

18　ローカル５ＧによりＤＸ化・ＧＸ化する工場が製造業に係る工場であって、自社の社有物件又は助成事業実施期間に賃貸借契約が結ばれている物件を対象とし、必要な要件を満たしている

19　助成事業実施期間の終了までにローカル５Ｇ機器の設置またはローカル５Gサービスの利用において必要な要件を満たしている

20　助成事業実施期間の終了までに、ＤＸに向けた取り組みが完了している

21　助成事業実施期間の終了までに、ＧＸに向けた取り組みが完了している

22　募集要項の内容をすべて確認し、申請書に虚偽記載はない

23　申請に必要な書類をすべて提出できる

以上